

デジタル臨時行政調査会 作業部会

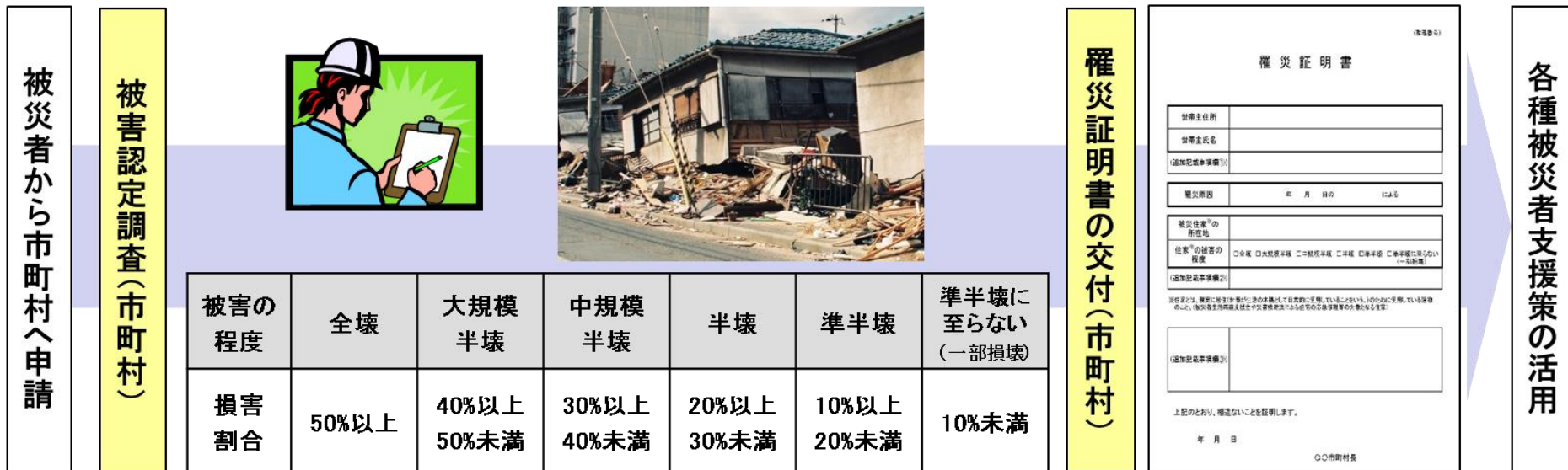
令和4年8月9日
内閣府(防災担当)

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- | | | |
|-----------|-------|----------------------------------|
| ※各種被災者支援策 | 給付 | : 被災者生活再建支援金、義援金 等 |
| | 融資 | : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等 |
| | 減免・猶予 | : 税、保険料、公共料金 等 |
| | 現物給付 | : 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等 |

<被災から支援措置の活用までの流れ>



被害認定基準運用指針について

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

■ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和3年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■ 災害の被害認定基準（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当））

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない （一部損壊）
損害基準判定 （住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

災害に係る住家の被害認定におけるフロー:(例)

木造・プレハブ 【地震による被害の例】

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 一見して住家全部が流出又はずれ落ち
- ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当すれば

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位*による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

住家の損害割合

部位別構成比

屋根	:15%
壁(外壁)	:75%
基礎	:10%

50%以上

全壊

40%~50%

大規模半壊

30%~40%

中規模半壊

20%~30%

半壊

10%~20%

準半壊

10%未満

一部損壊

外から見える部位による判定
(=建物に立ち入らない)

被災者から申請があった場合

【第2次調査】 ※第2次調査から行う場合もある。

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 一見して住家全部が流出又はずれ落ち
- ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当すれば

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

(3) 部位*による判定

該当しない

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

住家の損害割合

部位別構成比

屋根	:15%
柱(又は耐力壁)	:15%
床(階段を含む)	:10%
外壁	:10%
内壁	:10%
天井	:5%
建具	:15%
基礎	:10%
設備	:10%

50%以上

全壊

40%~50%

大規模半壊

30%~40%

中規模半壊

20%~30%

半壊

10%~20%

準半壊

10%未満

一部損壊

建物内部も含めた部位による判定

災害に係る住家の被害認定におけるフロー:(例)

木造・プレハブ 【水害による被害の例】

戸建ての1～2階建てで、河川の氾濫などにより水流や汚泥、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
 - ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
 - ③ 一見して住家全部が流出
 - ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- いずれかに該当すれば **全壊**

いずれにも該当しない

(2) 浸水深による判定

住家流失又は床上1.8m以上の浸水	50%以上	全壊
床上1m以上1.8m未満の浸水	40%～50%	大規模半壊
床上0.5m以上1m未満の浸水	30%～40%	中規模半壊
床上0.5m未満の浸水	20%～30%	半壊
	10%～20%	準半壊※
床下浸水	10%未満	一部損壊

※浸水深による簡易な判定で「準半壊」と判定することはない

外から見える部位による判定
(= 建物に立ち入らない)

被災者から申請があった場合

【第2次調査】 ※第2次調査から行う場合もある。

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
 - ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
 - ③ 一見して住家全部が流出
 - ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- いずれかに該当すれば **全壊**

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

(3) 部位※による判定

柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

部位別構成比

屋根	: 15%
柱(又は耐力壁)	: 15%
床(階段を含む)	: 10%
外壁	: 10%
内壁	: 10%
天井	: 5%
建具	: 15%
基礎	: 10%
設備	: 10%

50%以上	全壊
40%～50%	大規模半壊
30%～40%	中規模半壊
20%～30%	半壊
10%～20%	準半壊
10%未満	一部損壊

建物内部も含めた部位による判定

1. 写真を活用した判定の実施

■ 航空写真等を活用して「全壊」の判定が可能（例：現地調査が行えない場合、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等）

【判定イメージ】

国土地理院が撮影した平成28年熊本地震の発災前後の航空写真を比較すると、下の赤丸の住家において、屋根の軸がずれ、位置が変わっており、住家全部もしくは一部の階が全部倒壊していると推定されることから、「全壊」と判定することも考えられる。



<平成28年熊本地震 被災前（2008年撮影）>



<平成28年熊本地震 被災後（2016年4月16日撮影）>

2. 浸水深、サンプル調査による判定

■ 木造・プレハブ戸建て1～2階建てで、堤防決壊等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合、浸水深による簡易な判定が可能

【判定イメージ】

	床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	全壊
	床上1m以上1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	大規模半壊
	床上0.5m以上1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	中規模半壊
	床上0.5m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	半壊
	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	準半壊に至らない (一部損壊)

<浸水深による判定イメージ>

■ 堤防決壊等により床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域の端部の住家のサンプル調査により、区域内の木造・プレハブ住家（戸建ての1～2階建て）全てを「全壊」と判定※



□ サンプル調査により「全壊」と判定する区域
 ▲ 床上1.8m以上の浸水を調査（サンプル調査）する住家

※区域内の上記以外の住家については、別途第2次調査（住家内へ立ち入る詳細な調査）により判定

<端部調査による判定イメージ>

3. 土砂の堆積深による判定

■ 水害による土砂等が住家及びその周辺に様に堆積している場合は、液状化等の際に用いる簡易な判定方法（潜り込みの判定）の活用が可能

【判定イメージ】

土砂等の堆積が、床上1mまでの全ての部分（損害割合が50%以上）で「全壊」、床までの全ての部分（同40%以上）で「大規模半壊」、基礎の天端下25cmまでの全ての部分（同20%以上）で「半壊」と判定する。



<平成29年九州北部豪雨での土砂堆積等による住家被害の例>

■ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没等した場合は、「全壊」と判定



<平成29年台風18号等での基礎・地盤被害による住家被害の例>

1. 航空写真を活用した事例

○平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、以下の方法により被害を認定。

- ①航空写真又は衛星写真を活用して、対象住家が津波により流出したかどうか確認
- ②流失した住家については、全壊と判定

○平成30年西日本豪雨において、土砂災害警戒区域などの調査員の立ち入りが難しいエリアにおいては、航空写真を活用した判定を行い、流出など明らかに「全壊」と判断できる事例について適用した。

2. 自己判定方式を活用した事例

○平成26年11月の長野県神城断層地震によって生じた被害の状況に対する証明書のうち、「半壊に至らない」の被害を受けたことにより、共済の見舞金等の請求に必要なものについては、罹災証明書等交付申請書、被害のわかる写真の書類提出により、罹災証明書を交付した。

○平成28年4月の熊本地震において、第1次調査では被災者が持参した写真を元に被害程度の聴き取りを行い、「半壊に至らない」の判定となることについて被災者が納得した場合には、その場で罹災証明書を交付した。

⇒ 上記事例について、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」で紹介している。

(参考) クラウド型被災者支援システムの概要

